

対政府要請行動（3）

厚生労働省、国土交通省、こども家庭庁

-----以下、要請内容-----

厚生労働省 殿

国土交通省 殿

こども家庭庁 殿

岐路に立つ社会保障制度、政策転換であるべき社会保障制度の確立を！

要請内容

年金

- ・年金制度は、高齢者の生活保障を制度運営の基本原則とし、少なくとも物価上昇が反映される制度に改定すること。あわせて「マクロ経済スライド」は直ちに停止、もしくは早期に廃止すること。
- ・公的年金 300 兆円の積立金や、配当・利息の運用益などの活用により、基礎年金の給付水準を引き上げるとともに、低年金、無年金対策として最低保障年金制度の創設を進めること。
- ・異常な物価高騰時には、臨時的な年金加算給付措置などを行うこと。

医療

- ・高齢者の医療費窓口負担 70 歳以上原則 3 割負担は行わないこと。後期高齢者医療制度は廃止して、国保などにもどすこと。
- ・国民健康保険、協会けんぽの国費の割合を増やして、健康保険料を引き下げること。
- ・高額医療制度の自己負担上限枠引き上げ、OTC 類似薬の保険外適用は行わないこと。

介護

- ・介護負担の 2 割の対象拡大は行わないこと。また要介護 1、2 の介護保険適用除外やケアプランの有料化も行わないこと。
 - ・今年 6 月に介護保険制度改正され「特定地域」が新設されました。介護サービスの市町村事業化、人手不足で更に介護負担が増し、介護離職を後押しする人員基準の見直しは行わないこと。
 - ・中山間地域での介護空白、都市部でのヤング、ビジネスケアラー問題を解決すること。
- その為に国は公務員ヘルパーの創設を自治体に促し、介護保険制度の抜本的な見直しを行なうこと。
- ・日本全国介護サービスが平等に受けられるよう、地域格差をなくすこと。
 - ・処遇改善加算の要件を緩和すること。
 - ・介護保険料はこれ以上ひき上げられません。国庫負担割合を増やし、自治体負担率を軽減すること。

人権保障

- ・公的後見制度の拡充 身寄りのない高齢者などのために、市町村長が代わりに申し立てる「首長申立制度」の充実を図ること。

ひとり親家庭

- ・日本の一人親家庭の貧困率は 45%を超え、二人に一人は貧困であり、日本全体の子供貧困率 11.5%の 4 倍にも達する厳しい現状にある。この状況を改善する為に実効性ある所得支援を早急に行なう。
- ・児童扶養手当を増額する、とどまらない物価上昇を最大限考慮する。
- ・養育費の確保に向けた立替払いを含む支援を拡充する。
- ・正規雇用の拡充、その為の資格取得、職業訓練の中の生活支援など就労支援をさらに強化する。
- ・保育・病児保育、学童保育の拡充と住宅支援を強化する。

生活保護

- ・昨年 6 月の、生活保護費減額最高裁違憲判決の趣旨に沿い、原告と一般受給者に対する追加給付に差をつける給付方針を撤回し、全員に全額を給付すること
- ・物価高が続く中で、食料品や光熱費の高騰、家賃上昇に対応する為、特別加算や臨時給付を実施し、住宅扶助費を上げること
- ・生活保護は国民の権利であり、住まい・書類・親族扶養の有無にかかわらず申請できることを、政府広報や SNS 等により更なる周知啓発に取り組むこと
- ・生活保護の利用を妨げる運用、いわゆる「水際作戦」を無くすよう、また、検証できるよう窓口の録音可視化を実施し、生活保護申請が適切に受理されるように全国の福祉事務所に徹底し、申請権を保障すること
- ・扶養義務者への照会によって、申請をためらう事がないよう、扶養照会を廃止すること
- ・日弁連が提唱しているように、生活保護法を生活保障法と法改正し、韓国の国民基礎生活保障法などをモデルに資産要件を緩和して、生活費、住宅費、医療費など単給制度に改善すること。まずは、ネガティブなイメージ改善に向けて、生活保障（生活保護）など名称変更すること
- ・首都圏を中心とした無料低額宿泊所などのいわゆる貧困ビジネス施設の保護費搾取など劣悪な生活環境に関して実態調査と法規制すること
- ・住居確保給付金を求職者以外も対象とするよう要件を緩和し、困窮者・低所得者に対する恒久的な家賃補助制度に拡充すること

労働法制

- ・最低賃金にも満たない、あるいは最低賃金ギリギリの状態にあり、貧困の温床でもある正規・非正規の大きな格差を無くし、本年 10 月 1 日施行・適用されるガイドライン等の改正にあわせて、同一労働同一賃金の大原則を徹底すること
- ・労働者派遣法の抜本的な見直しを行い、不安定な派遣労働を原則禁止して、正規雇用中心の労働市場に転換すること
- ・正規・非正規の雇用形態による格差や、ギグワーカーやフリーランスのなどの新しい働き方が混在する中で、従来の法律の適用が追いつかない現状を、労働者の保護政策、セーフティーネットの確立などで早期に解決すること
- ・会計年度任用職員や業務委託従事者など官製ワーキングワーキングプアの安定雇用と待遇改善す

ること

第 22 回全国地方議員交流研修会実行委員会

共同代表 市橋修治（北海道議）／藤本眞利子（和歌山県議）／山内末子（沖縄県議）

第 3 分科会「公的責任で社会保障の確立を」

第 4 分科会「女性の貧困、非正規労働、ケア労働から考える」

（答弁）

■「年金」

厚生労働省年金局、年金課（女性）でございます。年金給付について回答させていただきます。

項目の 1 つ目についてですが、年金制度の長期的な安定のためには、給付と負担のバランスが確保されているということが不可欠となります。マクロ経済スライドは、将来世代の負担を過重にすることを避けつつ、将来世代の給付を確保するために、保険料水準の上限を固定し、その固定された財源の範囲内で、長期的な給付と負担の均衡を図る仕組みとなっております。

このマクロ経済スライドを停止や廃止をした場合には、将来世代のための財源が確保できず、持続可能な仕組みとはならない、ということから、マクロ経済スライドは必要な仕組みであると考えております。そのうえで、年金受給者の生活を支えるということは大変重要であり、現在の受給者にも配慮をし、マクロ経済スライドによる調整をする場合であっても、名目の年金額を下げることはしない、という配慮措置を維持しております。年金制度にご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて項目 2 つ目ですが、公的年金制度は、毎年度、物価や賃金の変動に応じて年金額を改定することを基本としつつ、マクロ経済スライドの仕組みにより、長期的な給付と負担のバランスを確保することで、将来にわたって持続可能な仕組みとしております。

具体的には、将来世代の負担が過重にならないように、おおむね 100 年間で積立金を活用しつつ、マクロ経済スライドによって現役被保険者数の変動や、平均寿命の伸長に対応した給付水準の調整を行うことにより、長期の財政、財政均衡を図っております。

したがって、年金積立金を活用して現在の受給者の給付に充てることについては、将来世代の年金の給付水準の低下につながり得るため、適当ではないと考えております。将来にわたって年金制度を安定的に運営していくために、5 年に 1 度の財政検証の結果を踏まえつつ、年金制度を着実に運営していくということが重要と考えています。

また、低所得、低年金の方に対しましては、年金生活者支援給付金の支給などの支援を行っているところでございまして、引き続き高齢期の暮らしを支えてまいります。

最後に項目の 3 つ目ですが、先ほどのご説明のとおりにはなってしまうんですけれども、公的年金制度はマクロ経済スライドの仕組みにより、長期的な給付と負担のバランスを確保することで、将来にわたって持続可能な仕組みとしております。

したがって、年金積立金を活用するなどして年金保険料の負担を軽減することや、ご指摘のような臨時的な年金加算給付措置など、国家の給付に充てるということにつきましては、将来世代の年金の給付水準の低下に、低下につながりうるため、適当ではないと考えております。

また、最低保障年金として、仮にすべての高齢者にそれまでの保険料納付実績とは無関係に一定額の年金を保障するとなりますと、多額の税財源が必要になることや、保険料を払ってきた方々と払ってこなかった方々との間の公平性をどう担保していくのか、といった難しい課題がございまして、すでに長期にわたって現行の年金制度が運営されている中で、ご要望のような制度とすることについては慎重な検討が必要であると考えております。以上になります。

■「医療」

厚生労働省保健局、高齢者課です。医療の項目 1 つ目について回答します。高齢者の医療費窓口負担割合のあり方については、すべての世代で能力に応じて負担し、支え合う全世代型社会保障を構築する観点から重要です。高齢者の就業率の上昇や健康寿命の延伸、医療水準や受診状況の動向、高齢者に低所得が多いといった家計の状況などを考慮しながら、必要な保障が欠けることがないよう丁寧な検討を進めてまいります。

また、我が国の公的医療保険制度においては、被用者、いわゆる被雇用者の方やその家族は、健康協会や協会けんぽといった被用者保険制度に、それ以外の自営業の方や無職の方などは国民健康保険制度に加入することになっています。

このため、所得が高く医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入する一方、退職して所得が下がり医療費が高い高齢期になると、国民健康保険に加入するといった構造的な課題があります。こうしたことから、国民健康保険制度と被用者保険制度の間の負担の公平化、現役世代と高齢者世代の世代間における保険料負担の公平化を図るとともに、都道府県単位の後期高齢者医療広域連合を運営主体として、責任の明確化を図り、75 歳以上の方の心身の特性等に応じた保険事業を提供する等の理由から、すべての 75 歳以上の方が加入する独立した制度として後期高齢者医療制度が設けられています。

後期高齢者医療制度については、創設から 18 年が経過し、現在では十分定着し、安定的な制度運営が行われていると考えています。そのため、今後は現行制度を基本としながら、高齢者の方を取り巻く環境を踏まえ、必要な改善を行ってまいります。

■「医療 」国民健康保険

医療の 2 つ目の国民健康保険の部分につきまして、厚生労働省国民健康保険課より回答させていただきます。国民健康保険制度においては、所得の低い方に対して保険料軽減制度を講じるとともに、保険給付費の 5 割を公費負担とするなど、公費を他の制度より手厚く導入するなどの措置を講じているところでございます。

また、国保の安定的な運営を図るため、平成 30 年度の制度改革に際して、国保の財政支援を拡充し、毎年約 3,400 億円の公費を投入することとして、財政基盤を大幅に強化しているところでございます。また、令和 4 年度からは未就学児の均等割保険料、これを一律半額にする、軽減する措置を講じておりまして、この軽減措置について、今般法案を出させていただきまして、5 月 29 日に、成立したんですけれども、この軽減措置を、今は未就学児までですけど、その対象を高校生年代まで拡充することとなりまして、令和 9 年度から施行を予定しております。

このように、財政支援をやっているところでございまして、引き続き、中低所得者を含む被

保険者の負担軽減を図りながら、国民健康保険制度の安定的な運営に努めてまいりたいと考えております。国民健康保険については以上でございます。

■「医療」協会けんぽ

厚生労働省保険局の若林と申します。続きまして、2つ目、協会けんぽ、国保の割合を増額という要請について、お答え申し上げます。まず、協会けんぽにつきましては、中小企業の会社員の方が主にご加入されている、サラリーマンの被用者保険の最後の受け皿となるべき保険制度でございますので、財政の安定的な運用というのは、非常に重要なものと承知しております。

現在、協会けんぽに対しては、平成22年度までは医療給付費の13%を国費で補助していたところ、平成22年度以降は16.4%に引き上げております。その後は、協会けんぽの財政というのは、安定しているところで、保険料率というのもおおむね10%のような推移しているところというところでございます。今年度、さらに、協会けんぽの保険料率というのは、その財政の安定的な状況に鑑みて、9.9%に引き下がったというところでございます。今後、協会けんぽに対する、後期の助成というところは、引き続き、財政の運営状況を踏まえて検討していくべきものだと承知してございます。

ただ、健康保険組合と、基本的には保険料のみで財政を運営している被用者保険、被用者保険の保険者というものもございまして、協会けんぽに対する国費の助成を大幅に増額するなどして、急にその協会けんぽの保険料率が落ちるとということになりますと、ほかの保険料率のみで運営している健康保険組合等が、解散してしまうといった懸念もあるため、国費を大幅に増やすというのは、他の保険者との状況等も踏まえて、検討していくべきものだと承知しているところでございます。いずれにしても、協会けんぽの財政状況というのは引き続き、注視してまいりたいと考えているところでございます。

■「医療」高額医療制度

高額療養費の自己負担上限額引き上げについて、続けてお答え申し上げます。高額療養費制度につきましては、まず医療費が上昇しているという中で、高額療養費制度は特に、医療費、通常の医療費の2倍のスピードで伸びているというところで、医療保険制度の持続可能性の確保という観点で、今回、月額上限の、引き上げというものをさせていただいたというところでございます。

一方で、長期にわたって、療養されている方に対するセーフティネットというところは、高額療養費制度は大変重要なところだと承知してございまして、特に年間にわたって長期に療養されている方に対して、年間の高額療養費の上限額というものを、新たに設けてございまして。

また、令和9年8月以降は、年収約200万円以下の方の多数回該当という、年間に多数回、月額の超額、高額療養費に該当している方の上限額というのも、一定程度引き下げているというところでございます。

このように、今回の見直しは一定の月額上限というところは、ご負担いただくというところでございますけれども、一方で、制度のセーフティネット機能という趣旨に鑑みまして、特にその長期にわたって療養される方の負担は引き下げる形で見直しを行っているものでございますので、その趣旨につきましては、ご理解いただきたいと考えております。

■「医療」OTC 類似薬

続いて、OTC 類似薬の関係について、保険局医療課からお答えをさせていただきます。OTC 類似薬の保険給付の見直しについてですが、これを含んだ改正健康保険法が国会において、先日ご審議をいただいて、5 月末に成立したところでございます。

この制度については、現役世代を中心とした保険料負担を軽減していく観点から必要な取り組みであると考えております。現在、施行に向けてですね、検討会において、その施行に向けた細部を、議論をしている最中でございますが、医療現場の方々に負担にならないように、また患者様にとっても分かりやすい制度となるように検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

■「介護」

厚生労働省保険局介護保険計画課から回答させていただきます。まず、いただいた要請内容で、医療のほうにあった介護保険料の国費負担の関係についてご回答させていただきます。介護保険制度においては、サービスに必要な費用について、保険料、公費、利用者負担の適切な組み合わせにより、制度の持続性を確保しております。

利用者負担については、その負担が過重なものとならないよう、月々の利用者負担額について、所得に応じて負担の上限額を設定し、所得や預貯金等が一定の基準以下の介護保険施設利用者の方については、食費、居住費の一部を補足給付として支給するなど、きめ細やかな配慮を行っているところです。

また、65 歳以上の被保険者の保険料については、所得に応じた段階的な設定としつつ、低所得者向けの軽減措置を講ずるなどの配慮を行っております。加えて、令和 6 年度より所得別の保険料段階を 9 段階から 13 段階に多段階化し、65 歳以上の保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料の軽減を強化したところです。

国の負担割合を引き上げることについては、介護保険の制度創設以来の分担ルールを変更するものであり、給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用していることとの関係等も踏まえれば、難しい課題であると認識をしております。引き続き、被保険者の負担能力に配慮しつつ、制度の持続可能性を確保し、高齢化が進展する中でも必要な方に必要なサービスが提供されるようにするため、取り組みを進めてまいります。

続きまして、介護負担の 2 割負担の拡大、対象拡大についてご回答させていただきます。介護保険の 2 割負担の基準のあり方については、社会保障審議会介護保険部会において、去年末に取りまとめられた意見書の中で、本部会で継続検討し、第 10 期介護保険事業計画期間の開始の前までに結論を得るとされたところであります。

検討にあたっては、見直しによって生じうる影響を考慮しつつ、関係審議会等で関係者のご意見を踏まえながら、令和 9 年度からの第 10 期介護保険事業計画の開始の前までに結論を得られるよう、議論を進めてまいります。以上です。

■「介護」要介護 1、2 について

要介護 1、2 の件について、私のほうから説明させていただきます。要介護 1、2 の方々への生

活援助サービス等に関する給付のあり方については、全世代型社会保障の構築に向けた改革の道筋において、第 10 期介護保険事業計画期間の開始である 2027 年度までの間に検討を行い、結論を出すこととされております。

令和 7 年 12 月に行われました介護保険部会の意見書において、要介護 1、2、いわゆる軽度者と言われる方の生活援助サービス等に関する給付のあり方について、介護サービスの需要が増加する一方、介護人材の不足が見込まれる中で、総合事業における認知症の方の受け皿となる多様なサービス、活動の整備の進捗状況、総合事業のうち、専門職が中心となってサービスを提供している類型における専門職の役割、専門職によるサービスと地域の支え合いの仕組みの連携の実施状況など、検討に必要なデータを多角的に収集、分析しつつ、介護保険の運営主体である市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、引き続き包括的に検討を行うことが適当であるとされてたところであります。

引き続き総合事業の充実に努めるとともに、様々なご意見を踏まえ丁寧に検討進めてまいりたいと考えております。以上です。

■「介護」ケアプランの有料化について

続けて、ケアプランの有料化の部分についてお答えさせていただきます。先ほどの要介護 1、2 の方々へのサービスのことと同様でございますけれども、ケアマネジメントに関する給付のあり方につきましては、令和 5 年の改革工程におきまして、利用者やケアマネジメントに与える影響、またほかのサービスとの均衡等も踏まえながら包括的に検討を行い、2027 年度の第 10 期介護保険事業計画期間の開始までの間に結論を出すとしてございます。

このため、令和 7 年末に取りまとめられたこちらも、同様でございますけれども、介護保険部会の意見書を踏まえまして、有料老人ホームの入居者にかかるケアマネジメントにつきまして、ケアマネジメントの独立性確保や相談支援の機能強化の観点から、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者にかかるケアプラン作成と、あとは生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創立すること。また、この新たな相談支援の類型につきまして、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としてございます特定施設入居者生活介護との均衡の観点から、利用者負担を求めるといった内容を盛り込んだ法案が、先般、国会でご審議いただき成立したところでございます。なので、引き続き関係者のご意見を伺いながら、検討進めてまいりたいと存じます。

■「介護」特定地域について

老健局の認知症施策、地域介護推進課の今村と申します。介護の 2 項目目、今回の制度改革の特定地域などについてご回答させていただきます。

今回の特定地域の仕組みですけれども、介護サービス需要の減少であったり、移動の長距離化など、そういった課題で現行の制度下では対応が難しい中山間人口減少地域に対して、サービス提供体制が維持確保できるようにするために行っております。

特に、中山間地域等の訪問介護においては、利用者に事情によるキャンセルであったり、利用者宅の移動など、いろんな負担がありまして、安定的な経営が難しく、サービスの基盤の維持などで課題があるという声をお聞きしておりました。

こういった課題に対して、今回の制度改正には、現場の職員の負担に配慮を前提として、管理者や専門職の常勤専従要件等の配置基準の弾力化とか、月単位の定額報酬の仕組みが導入可能となるように、特定地域サービスというものを創設する。また、こうした特例の仕組みを活用してもなお、サービス提供体制の維持が困難なケースに対して、市町村が地域支援事業として介護保険財源を活用して、介護サービスを提供できるように、特定地域サービス等事業を創設しております。

先ほどの、河内さんからいただきました、市町村事業課のところでは、これまで国の保険財源でやってたものを全部市町村に負担していただくものではまったくなくて、これまでの介護保険財源の割合とまったく同じ割合で、やるのが可能ですので、市町村に全部負担をやっていただくものではないということは、まず申し上げさせていただきたい。

介護離職の点も、これは今回の制度改正でいった介護離職が、進むというようなことは、あってならないと我々も思っておりますので、職員の負担に配慮を前提として行うこととしておりますので、こうした詳細なこの配置基準等の部分でありますとか、このサービスの質の確保の仕組みについては、今後、介護事業者さん、自治体、利用者など、関係者が参画する関係審議会でも、議論をいただいた上で決定していくことになります。関係者の皆様のご意見を十分にお聞きしながら、丁寧にこれ検討を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、3点目の介護事業所がない自治体が増えている部分について、ご回答させていただきます。訪問介護を含めた介護事業所を取り巻く環境は、長引く人手不足や職員の高齢化など影響により、休止状態が続いていると認識をしております。令和6年度の介護報酬改定以降、地域の特性、中山間地であったり、小規模な事業所であったり、状況に応じた支援を行ってまいりました。

しかしながら、依然として人手不足等の厳しい状況が続いておりますので、令和7年度の補正予算では、介護職員の賃上げ、職場改善に対する支援、訪問の移動に伴う経費の支援、そういったものを追加的に盛り込んで支援を行っているところでございます。

こうした対応に加えて、昨年度、令和9年度の定例改定を待たずに、介護報酬改定を令和8年度に実施しております。こうした取り組みにより訪問介護のヘルパー含めて、介護分野の職員の皆様方が、他職種と遜色のない職場改善に向けて取り組んでいけるよう対応を行ってまいりたいと考えております。

公務員化の部分ですが、介護職員の公務員化については、介護サービス制度創設以降、多様な負担によって地域における多様なニーズに応えるという形で、制度が進んできてるところもございまして、こういった観点から、導入に関しては慎重な検討が必要であると考えております。

政府としては、まずは介護分野における人手不足が厳しい状況であることを踏まえて、先ほど申し上げた処遇改善をはじめとしてですね、ICTとテクノロジーによる職員の業務負担の軽減など、人材確保に向けた総合的な対策を、しっかり推進していきたいと考えております。介護についてはこれで、以上になります。

■「ひとり親家庭」

ひとり親家庭について、こども家庭庁からお話しさせていただきます。最初の2点、「ひとり親への経済的支援」という観点から、現金給付を行っております児童扶養手当につきましても、こども未来戦略に基づき、一部支給の対象となる所得制限限度額の引き上げや、足し加算の増額といっ

た拡充を、令和 6 年 11 月支給分から行ったところであります。

さらなる児童扶養手当の拡充につきましては、今年度実施いたします全国ひとり親世帯等調査において把握されるひとり親世帯の収入であったり、家計の状況なども踏まえつつ、加速化プラン全体の施策の効果を検証して、必要な改善を図っていく中で、多面的な観点から検討してまいりたいと思います。

3 点目についてです。父母の間で養育費の取り決めが行われ、その履行確保がなされることは、政府として取り組むべき重要な課題と認識しております。養育費の立替払いについては、実務上の課題や、制度の導入が当事者に与える影響など、様々な論点があり、慎重な検討が必要と考えておりますが、こども家庭庁としては、まずは現行の仕組みのもとで、しっかりと養育費確保を支援していくことが重要と考えております。

このため、離婚前後家庭支援事業により、親支援講座の開催のほか、養育費の取り決めや、離婚確保のための手続費用の補助など、養育費の履行確保に資する取り組みを行う自治体を支援してきたところであります。なお、令和 8 年 4 月 1 日施行の改正民法においては、法定養育費の創設や、養育費債権への専守特権の付与などの、養育費に関する改正がなされており、改正民法の内容とともに、ひとり親支援施策をまとめたポータルサイトを開設し、自治体の児童福祉部局に周知しております。

こども家庭庁としては、養育費確保などについて、身近な地域で支援を受けられることが大切であると考えており、各地域での事業の活用が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

■「ひとり親家庭」正規雇用の拡充について

4 つ目、厚生労働省職業安定局からお答えします。正規雇用の拡充と職業訓練士の生活支援などの就労支援についてご要望をいただいたんですが、厚生労働省では雇用保険を受給できない方に対して、無料の職業訓練と月 10 万円を支給する求職者支援制度による支援を行っております。

ハローワークで、この制度のもと訓練前から訓練終了後まで一貫した就職支援を行っているところであります。今後も必要な方に支援が行き届くよう、取り組んでまいりたいと思います。

■「ひとり親家庭」就労支援

ひとり親の就労支援について、こども家庭庁からお答えします。こども家庭庁では、ひとり親家庭の親の就職を容易にし、かつ生活の安定に資する資格の取得が可能となるよう、訓練講座の受講期間中の生活の負担軽減を図ることを目的として、高等職業訓練促進給付金等事業を実施するなど、これまでも自立を目指すひとり親の様々なニーズを踏まえて、順次拡大を図ってきたところでございます。

令和 8 年度予算においては、安定した仕事につながる教育訓練の受講を一層促進するため、ひとり親が準看護師から看護師の養成校に引き続き進学する場合について、養成期間を踏まえた支給期間に延長したほか、これまでは訓練受講中にお子様が 20 歳に到達した場合は給付金が受け取れなかったものを、資格取得を後押しするために緩和するなど支援の拡充を図ってきたところでございます。

引き続き、ひとり親家庭の親の自立を促進するため、就業支援のさらなる強化に向けて検討してまいりたいと思います。

■「ひとり親家庭」保育、病児保育

続きまして、最後の項目になります。保育、病児保育について、こども家庭庁保育政策課のほうで回答させていただきます。

こども家庭庁としましては、人口減少に対応しながら、こども真ん中社会の実現を図るため、保育政策の新たな方向性、持続可能で質の高い保育を通じたこども真ん中社会の実現ということで、令和 6 年 12 月にお示しさせていただいた中で、3 つの柱を軸に取り組みを強化推進しているところでございます。

その 3 つの柱が、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」「すべてのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取り組みの推進」「保育人材の確保、テクノロジーの活用等による業務改善」としております。

そして、今回、要請いただいております病児保育につきましては、すべてのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取り組みの推進の中で、病児保育の体制整備の促進、利便性の向上ということで取り組みを進めております。特に、病児保育につきましては、地域間格差もございますので、保育連携を強化しているところでございます。

そして、システム導入、ICT 化を進めることによって、保護者の方、利用する方々が利用しやすくなるというところでは、ICT 化も進めているところで、補助としてこちらのほうも、強化しているところでございます。引き続き、取り組みを進めてまいりたいと思います。

■「ひとり親家庭」学童保育の拡充

学童保育放課後児童クラブの関係についてご回答申し上げます。先日公表いたしました、本年 5 月現在で全国において約 160 万人の小学生が利用しております。一方で約 1.4 万人強の待機児童が発生しておりますので、昨年 12 月に文部科学省と連携して策定いたしました「放課後児童対策パッケージ 2026」を踏まえまして、今後 165 万人分の受け皿整備に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

■「ひとり親家庭」住宅支援の強化

国土交通省住宅局住宅総合整理課から、住宅支援について、ご説明いたします。国土交通省では、ひとり親世帯も含めて、所得の低い方が低廉な家賃で入居できる公営住宅の供給に取り組んでございまして、特にそのひとり親世帯に関しては、住宅の確保に、特に配慮が必要であろうということから、優先的に入居できるような取り組みを自治体に対して積極的に取り組むよう促しているところでございます。

また、ひとり親世帯を含む、住宅確保困難者の入居を拒まない民間賃貸住宅であるセーフティネット住宅の確保にも取り組んでございまして、こうした住宅の改修であったりとか、家賃の低廉化に対する補助制度も設けているところでございます。引き続き、ひとり親世帯も含めて住宅確保要配慮者のお住まいの確保に向けて、取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

■「生活保護」最高裁違憲判決に関連して

生活保護について、厚生労働省社会保障部保護課から回答いたします。まず 1 点目、昨年 6 月の最高裁判決を踏まえた対応ということで、回答いたします。ご指摘の最高裁判決におきましては、デフレ調整に係る判断の過程および手続には過誤欠落があったと指摘され、違法と判断されたところ です。それを踏まえてですね、昨年社会保障審議会生活保護基準部会に、最高裁判決への対応に関する専門委員会を立ち上げて、ご議論、ご検討いただき、それを取りまとめた報告書に基づき、政府方針といたしましては、まず生活保護法に基づく保護費の追加給付について、原告、原告以外を区別せず、専門的な検証により設定した基準、マイナス 2.49%で一律に実施するとともに、原告の方につきましては、これまでの争訟の経緯を踏まえた、原告の方々との、紛争の一体的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に替えて、これに相当する分を、予算措置の特別給付金により支給しているところです。

本年、2 月 20 日に公布されました、告示に基づきまして、生活保護受給世帯に対しては、3 月以降、各自治体における準備状況に応じて、順次、支給を開始しております。また、現在保護を受給していない世帯につきましては、本年 8 月 1 日から、令和 9 年 7 月末までの 1 年間に申し出を受け付け、各自治体の準備状況に応じて、順次、支給していくこととしております。引き続き、原告の方を含め、追加給付の対象となる方々に対して丁寧に対応してまいります。

■「生活保護」基準額について

生活保護の 2 点目、生活保護の基準額について、ご要請いただいております。保護課の基準係の村上と申します。まず、生活費にあたる生活扶助基準でございますけれども、こちらは 5 年に一度の頻度で社会保障審議会、生活保護基準部会におきまして、一般的所得世帯との消費世帯との均衡が測られているかという観点から、専門的な評価、検証を実施しております。この基準部会での検証ですとか、社会経済情勢などを総合的に勘案して、必要に応じて改定を行っているという状況でございます。

令和 8 年度予算につきましては、社会経済情勢を総合的に勘案させていただきまして、従前から設けさせていただいております特例加算につきましては、この 10 月から現行 1 人当たり 1 か月 1,500 円を 2,500 円に 1,000 円引き上げることとしております。

また、令和 9 年度の生活扶助基準の改定につきましては、現在、詳細な消費データをもとに、基準部会において定期検証作業を進めている最中でございます。この部会におきます検証結果ですとか、社会経済情勢を総合的に勘案して、適切に対応してまいりたいと考えております。

住宅扶助につきましては、ご説明させていただきましたとおり、今年度の基準部会においては生活扶助基準を中心に検証させていただくところでございまして、住宅扶助の基準額につきましては、今回の生活扶助基準の定期検証が終わったら検証を進めていくこととさせていただいております。以上でございます。

■「生活保護」

3 点目について、ご答弁に回答いたします。申請権の保障に関することでございますけれども、生活保護の申請権の侵害や、侵害していると疑われるような行為については、厳に慎むように、これまでも全国の自治体向けの会議や、ケースワーカー向けの研修教材というのを作成して、周知徹

底を図っているところでございます。引き続き、自治体に対する周知徹底等を通じまして、適切な運用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

4 点目でございます。扶養照会に関することでございますけれども、生活保護法に定められた原理ということで、扶養義務者の扶養が生活保護に優先されるということが原理でございますので、扶養の可否を照会する扶養照会については、必要な手続きだというふうに考えてございます。

その一方で、先ほどお話にもございましたとおり、一定の場合ですね、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合については、例えば音信不通であるとか、そういった場合については扶養照会をしないという取り扱いもございます。いずれにしましても、丁寧な聞き取りなどをしながら適切に対応いただくことが重要だと考えてございます。生活保護は以上になります。

■「労働法制」

労働法制の 1 点目につきまして、職業安定局より回答させていただきます。同一労働同一賃金につきましては、昨年 12 月の労働政策審議会同一労働同一賃金部会の報告内容を踏まえまして、ガイドラインなどの改正を行い、本年 4 月 28 日に公布、告示したところでございまして、本年 10 月 1 日から施行を始める予定でございます。部会報告にもございますとおり、改正内容の周知や啓発に積極的に取り組むとともに、都道府県労働局による指導監督等により公布の徹底に取り組んでまいります。

続きまして、労働者派遣法につきましてですが、これまでは労働者の保護を図りながら、多様な雇用機会を確保してまいりました。また、全雇用者に占める派遣労働者の割合は 2025 年平均で約 2.7%でございまして、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の格差の原因を派遣労働に求めることは必ずしも適当ではないと考えてございます。厚生労働省としましては、これまでの法改正を通じまして、同一労働同一賃金やキャリアアップ措置の導入など、派遣労働者の待遇を向上させるための整備を進めてまいりました。

ご指摘のように派遣労働を原則禁止することは考えておりません。引き続き、これらの措置を着実に推進しながら、派遣労働者の雇用の安定と職業の向上に取り組んでまいりたいと考えています。

■「労働法制」

続きまして、3 点目につきまして、労働基準局監督課からお答えさせていただきます。UberEats などプラットフォームワーカーとか、スポットワーカーの方のセーフティネットの構築について、ご要望があったものと受け止めさせていただきます。

プラットフォームワーカーの方につきましては、契約の名称や内容に関わらず、働き方の実態が労働基準法に定める労働者に該当する場合には、労働基準法などの労働基準関係法令の適用を受ける形となります。雇用契約以外の契約で働いている方から、労働基準監督署に実態として労働基準法が適用される働き方をしているんだ、そうした相談や申告がありました場合には、労働基準監督署のほうで事実確認を行いまして、労働者性があると判断した場合には、法令に基づく必要な保護を図っている次第でございます。

働く方が適切な保護を受けられるように、全国の労働基準監督署に相談窓口を設置しているところでございますので、引き続き周知に努めてまいりたいと思っております。また、スポットワーカー

ーにつきましては、一般的にはアプリによるマッチングに際しまして、労働契約を締結するものと承知しております。

スポットワークで働く方も含めまして、労働者が希望する働き方で、適正な労働条件のもと、安心して働くことができる環境整備を行うことが重要であると考えているところでありまして、そのためのリーフレットを作成したところでございます。その中に、労災ですとか、その予防ですとかについても記載しているところで、引き続きリーフレットの周知を図りながら、丁寧な対応を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

（議員からの発言と省庁答弁）

■小椋修平・足立区議会議員

今日の今日で追加した部分、生活保護のところのですね。下から2つ目「無料低額宿泊所などのいわゆる貧困ビジネス…の実態調査と法規制をすること」、一番下の「困窮者・低所得者に対する恒久的な家賃補助制度の拡充」。それに「労働法制」の中の「会計年度任用職員などの官製ワーキングプア」、回答がなかったと思います。

■厚労省

追加の2つの部分ですけれども、貧困ビジネス関係の担当、住居確保給付金の担当、分かれておりまして、大変申し訳ないんですが、ご要請についてはお伝え、共有いたしますので。

■小椋修平・足立区議会議員

はい、それをお願いします。

■西村弥子・鳥取県議会議員

人口最小県から参りました。生活保護の本日追加をされたという上から6点目の、「生活保護の支給要件の資産要件」に関連して発言します。、地方において自動車は生活必需品でして、資産というより道具なんです。水際作戦で、まず自動車を保有していると、それを常套句に申請を断念させる、あるいは促すということがたくさん多く見受けられております。ぜひ自動車の保有については、地方と首都圏ではまったく生活環境や異なる点がありますので、資産ではなく道具という認識で、ぜひともこの要件から外していただきたいというのが、地方に住む生活困窮ぎりぎりの方の切実な声なんです。その点に関しまして、もし答弁をいただけたらお願いいたします。

■厚労省

ありがとうございます。ご要望としては、いただいているところではございまして、承知をしているところでございます。やはり自動車に関しては、生活保護に関しては、あらゆるものを活用するという生活保護に定められているところがありますけれども、やっぱり資産を活用いただくというところが、ありますので、どうしても自動車は資産という取り扱いになってしまうところです。

その上で、自動車は維持費が出てきますので、それが生計を圧迫するという観点も踏まえて、生活保護では、原則として、車の保有を認めていないというところでございます。例外的に一部、障害

のある方とか、公共交通機関の関係を考慮してということはございますけれども。先ほど申請のお話ありましたけれども、先ほど申し上げたケースワーカー向けの研修教材の中でも、原則自動車の保有が認められないが例外もあると記載したりしております。そういった例外の部分がありますということは、窓口のところでも、適宜ご説明いただく必要があると考えてございます。

■西村弥子

鳥取県では、9割以上、自動車を保有してるんですよ。9割以上。家族1人1人が軽自動車に乗ってるような状況です。賃金は、全国でも最低レベルです。低賃金で皆さん働いて、自動車も持って通勤して生活してます。例えば、介護離職を防止するっていうのはありますけど、介護休業制度を使っても休業給付金が少なく、88歳の認知症の母親の面倒を見ながら仕事が続けられないって言って、仕事を辞めた人がいるんです。

生活保護を申請したら、やっぱり車はやめてくださいと言われた。車持ってなかったら仕事にも行けない、介護もできない、買い物も行けない。そんなところに住んでる人いっぱいいるんです。そういう切なるお声が多々ありまして。9割以上が車を持っている地方という観点から、例えば、安いボロボロの車に乗ってる人もたくさんいるんで、そういうのは資産じゃなくて道具ですよ。

そういう感覚をぜひ、皆さんも、地方の出身さんの方、たくさんいら、おら、いらっしやると思うんで、ぜひとも、全国一律ではなく、少し地方と、首都圏の格差ってのも考えていただいて、資産要件から自動車を外していただきたい、お願いしたいと思います。

■加藤タツ子・静岡県西伊豆町議会議員

1人暮らしの生活保護受給者の方がおられます。県のほうとかと話をして、すごくいい取り組みになって、社会復帰まで来た方がおられます。やっと引きこもりから脱出して、アパートで暮らせるようになり、社会復帰もっていう段階に来たんですけども、両親の残した空き家問題が勃発しました。本人は、両親から空き家を相続したという認識はありません。県や町に相談しても、個人の空き家なので相談ができない状態になっています。今回法律が変わって、解体費の100万円を出さなくてはならないっていう状態になって、困っています。そのことに対して回答していただきたいと思います。

■厚労省

空き家を相続されたのかどうか、詳しい状況は分からないので確定のことを申し上げることはできないとこではあるんですけども、資産を活用するということがありますので、相続とかをした場合については、処分価値とかを判断していくことになると思います。どう対応していくかっていうのを福祉事務所のほうで判断していくということにはなるのではないかと思います。そういう実態があるということは、伺いましたのでご要望としていただきたいと思います。

■加藤

県や町が対応できない場合、どうしたらいいんでしょうか。

■厚労省

詳しい状況が分かりかねますので、この場で確たるご返事はしかねます。要望としていただくという形で、こういう実態があるということは承知をいたしましたので、すいません。

■司会・市橋

省庁のみなさんには、昼休みの権利も奪った上で、参加いただきまして、ほんとにありがとうございました。課題がたくさんあるものでありますから、引き続きよろしくお願いしたいと思うところであります。これをもって、厚労省、国交省、こども家庭庁への要請行動を終わりたいと思います。どうもどうもありがとうございました。